



資料 4

令和5年度 豊田市自転車利用環境整備推進会議

会議資料

令和6年3月18日（月）



- 1. 豊田市自転車活用推進計画の概要**
- 2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について**
- 3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について**
 - I. 空間づくり**
 - II. 意識づくり**
 - III. 仕組みづくり**
- 4. 今後の方向性**



1. 豊田市自転車活用推進計画の概要

2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について

3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について

I. 空間づくり

II. 意識づくり

III. 仕組みづくり

4. 今後の方向性



■これまでの経緯

豊田市自転車利用環境整備計画の推進(H27～H29)

計画期間：平成27年度～平成29年度までの3か年

- ①空間づくり- 自転車通行空間の整備（整備計画延長30.2km）
- ②意識づくり- ルールの周知・マナーの向上
- ③仕組みづくり- 自動車から自転車への転換

豊田市自転車利用環境整備推進会議(H31.3・R1.10・R2.1)

自転車活用推進法(第11条)に基づき、前計画の改定について検討

- ・前計画を踏襲しつつ、新たな施策の拡充を検討
- ・自転車活用推進計画（国・県）を踏まえ素案作成

豊田市自転車活用推進計画の策定(R2.12)

計画期間：令和2年度～令和6年度までの5か年

- ①空間づくり- 自転車ネットワーク路線の質の向上
- ②意識づくり- 子どもから大人まで通行ルールの共通認識が持てる啓発・教育の充実
- ③仕組みづくり- 自動車から自転車への転換を促し、楽しく自転車を利用できる取組の推進

（国・県の動き）

平成28年12月9日

○自転車活用推進法の成立

平成29年5月1日

○自転車活用推進法の施行

⇒[第11条]市町村自転車活用推進計画策定に努めなければならない

平成30年6月8日

○自転車活用推進計画の閣議決定

令和2年2月18日

○(愛知県)自転車活用推進計画の策定

令和3年5月28日

○第2次自転車活用推進計画の閣議決定



■目指す姿

『だれもが安全で快適に楽しく自転車でつながるまち 豊田』
 ～「自転車交通事故の更なる削減」と「クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会」を目指して～

目標	取り組むべき施策
I. 空間づくり ～自転車ネットワーク路線の質の向上～	(1)自転車ネットワーク路線の安全性・快適性の向上
	(2)自転車通行空間の改善
II. 意識づくり ～子どもから大人まで通行ルールの 共通認識が持てる啓発・教育の充実～	(1)自転車の交通ルール（自転車安全利用五則等）の普及啓発の強化
	(2)子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実
	(3)自転車利用者の安全・安心に向けた取組の促進
III. 仕組みづくり ～自動車から自転車への転換を促し、 楽しく自転車を利用できる取組の推進～	(1)クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進
	(2)サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実
	(3)良好な駐輪環境の確保



計画期間

令和2年度から令和6年度末までの5年間

目標指標

目標指標名	従前値	目標値
①自転車の交通事故死傷者数	281人 (平成28～30年平均)	約2割削減 (220人)
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合	30.4% (平成30年)	現状維持
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成28年)	約3%上昇 (27%)
④自転車損害賠償保険加入率	68.4% (令和2年)	向上
⑤放置自転車の撤去台数	1,896台 (平成28～30年平均)	約2割削減 (1,600台)

計画の評価・取組体制



※出典：とよた快適自転車プラン
～豊田自転車利用環境整備計画～
＜概要版＞



目標値の状況

目標指標名	従前値	現況値	目標値
①自転車の交通事故死傷者数	281人 (平成28～30年平均)	約4割削減 178人 (令和5年) 😊	約2割削減 (220人)
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合	30.4% (平成30年)	0.7%増 31.1% (令和5年市民意識調査) 😊	現状維持
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成28年市民意識調査)	1.5%増 25.3% (令和5年市民意識調査) 😊	約3%上昇 (27%)
④自転車損害賠償保険加入率	68.4% (令和2年Eモニター)	6.8%増 75.2% (令和5年市民意識調査) 😊	向上
⑤放置自転車の撤去台数	1,896台 (平成28～30年平均)	約5割削減 962台 (令和4年度) 😊	約2割削減 (1,600台)



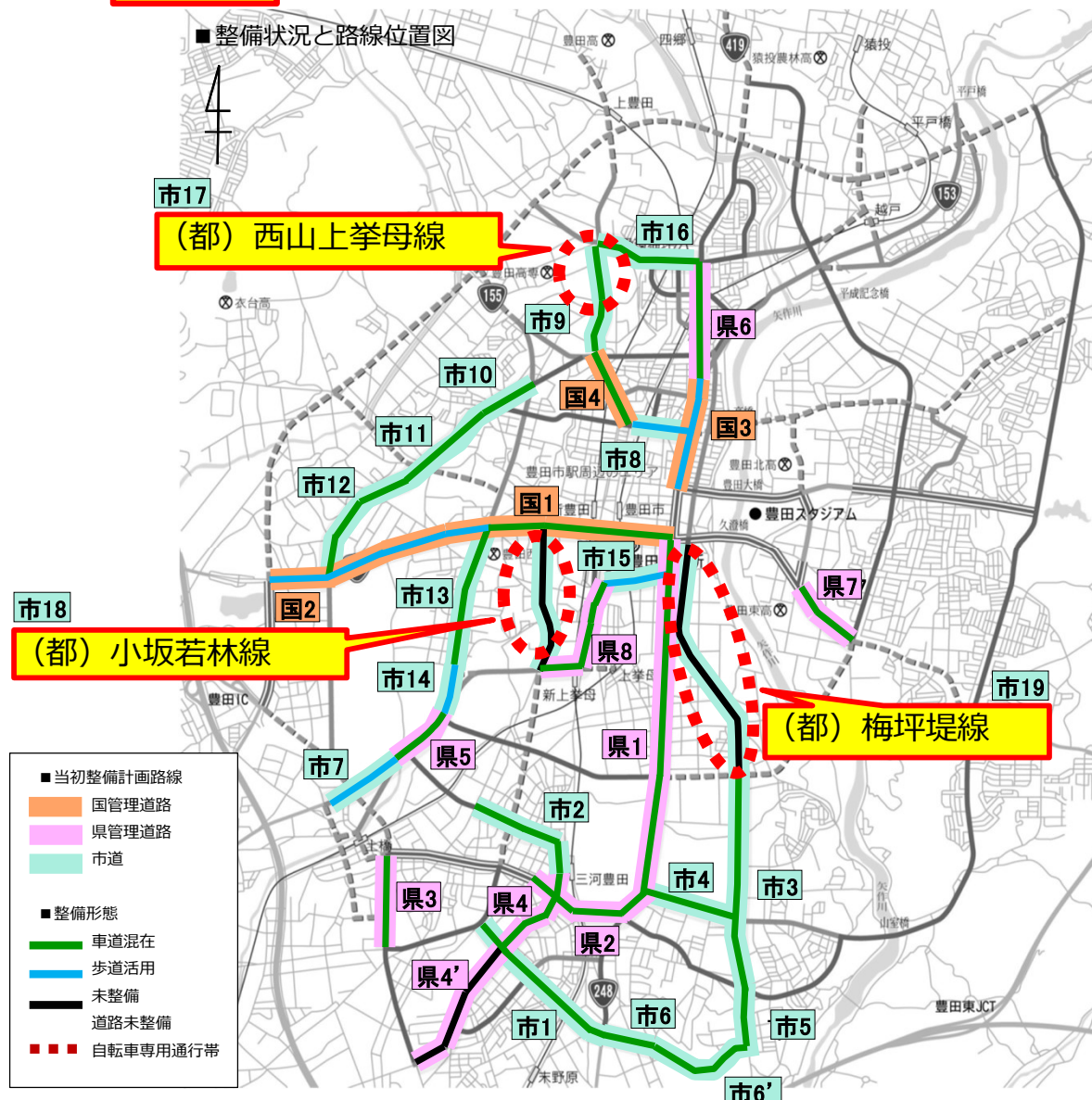
1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
- 2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について**
3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり
4. 今後の方向性



1 (1)利用状況(これまでの整備状況)

主体	路線名	整備年度 (当初計画)	整備完了日 (工期末)
国1 車道 混在	国道153号(挙母町1～小坂町10)	H29	H30.10.31
国1	国道153号(小坂町10～東新町2)	H29	H30.10.31
国2	国道153号(東新町2～東新町5)	H29	H30.10.31
国3	国道153号(陣中町1北～喜多町4)	H29	H30.10.31
国4	国道155号(栄町3～挙母小学校南)	H28	H29.2.21
県1	国道248号(挙母町1～下林1)	H29	H30.5.31
県1	国道248号(下林1～トヨタ町南)	H29	H30.5.31
県2	県道豊田環状線(トヨタ町南～山之手5西)	H30	R1.7.31
県3	県道豊田安城線(曙町～竜神町桃山)	H30	R2.11.24
県4	県道三河豊田停車場大林線(三河豊田駅前～大林町14)	H30	H31.3.31
県4'	県道三河豊田停車場大林線(大林町14～大林町8)	H30	未整備区間
県5	国道419号(細谷町7～土橋町2)	H29	H30.3.20
県6	国道419号(陣中町1北～東梅坪町1)	H30	R2.3.31
県7	国道301号(御立町1～野見小西)	H30	R1.5.31
県8	国道419号(神田町2～御幸町3)	H30	H31.3.31
市1	(都)大林豊栄線(山之手10南～豊栄町6)	H27	H28.3.18
市2	(都)豊田今本線(緑ヶ丘5～三河豊田駅前)	H27	H28.3.18
市3	(都)梅坪堤線(長興寺9～河合町1)	H28	H29.3.24
市4	市道豊田環状1号線(トヨタ町～トヨタ町東)	H28	H29.3.24
市5	(都)梅坪堤線(河合町1～豊栄河合線交差部)	H28	H29.3.24
市6	(都)豊栄河合線(豊栄町6～豊栄前山線交差部)	H28	H29.3.24
市6'	(都)豊栄河合線(豊栄前山線交差部～梅坪堤線交差部)	R3	R4.2.24
市7	(都)豊田刈谷線(土橋町2～●)	H29	H30.2.28
市8	(都)豊田則定線(久保町2～挙母小学校南)	H29	H30.2.28
市9	(都)西山上挙母線(栄町1～栄町3)	H29	H30.6.29
市10	(都)平戸橋土橋線(朝日町6～朝日町1)	H29	H30.6.29
市11	(都)平戸橋土橋線(朝日町1～宮町5)	H29	H30.6.29
市12	(都)平戸橋土橋線(宮町5～東新町2)	H29	H30.6.29
市13	(都)豊田刈谷線(小坂町10～細谷町4)	H29	H30.6.29
市14	(都)豊田刈谷線(細谷町4～細谷町7)	H29	H30.6.29
市15	(都)初陣線(十塚町4～神田2)	H29	H30.2.28
市16	市道西山越戸線(高原町3～東梅坪町1)	H29	H30.6.29
市17	(都)西山上挙母線(高原町3～栄町1)	R4	完成 R5.8.11 規制開始 R5.12.1
市18	(都)小坂若林線(小坂町12～御幸町3)	R5～	R6年度予定
市19	(都)梅坪堤線(長興寺9～挙母町4)	R7～R8	R7年度以降

豊田市自転車活用推進計画における優先整備路線



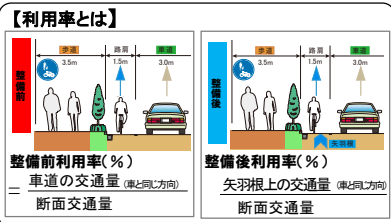
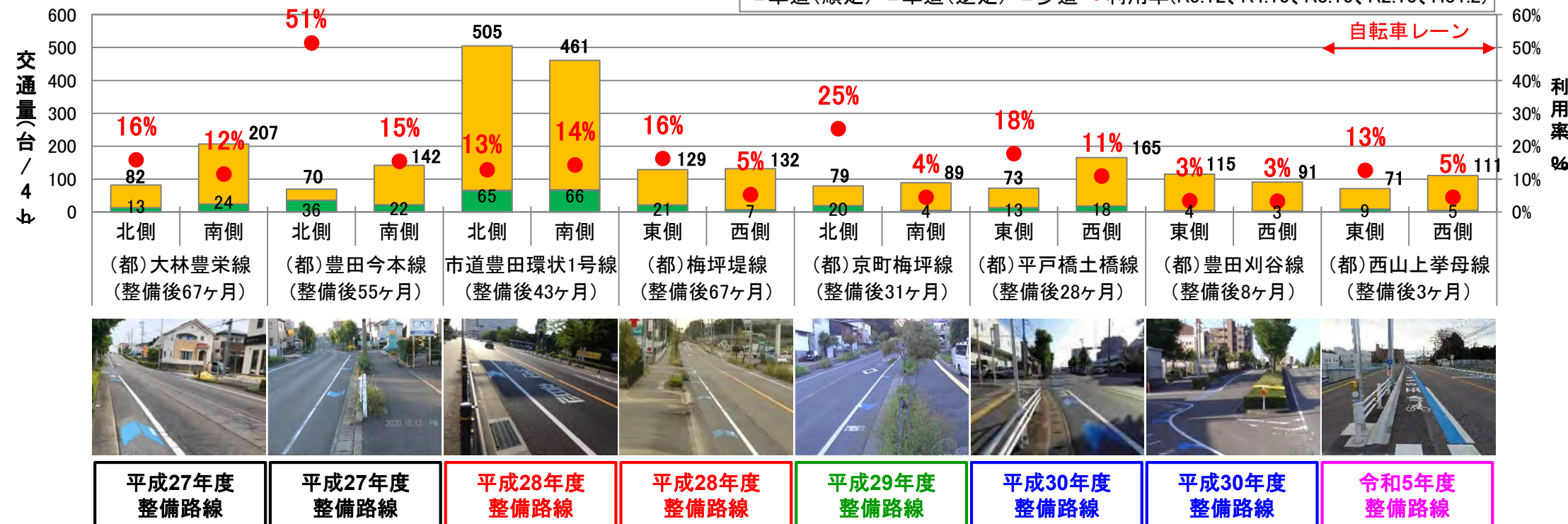


1(2)利用状況(自転車通行空間の利用率)

- 豊田市が整備した自転車通行空間の利用率の平均は約14%。
- 路線ごとに利用率は差があり、最も多い路線で約51%、最も低い路線で約3%。

自転車の走行位置別 交通量と利用率

■車道(順走) ■車道(逆走) ■歩道 ●利用率(R5.12、R4.10、R3.10、R2.10、H31.2)



【歩道を走行する理由】
車が寄ってきて危険

※出典 豊田市民対象のwebアンケート (令和5年)

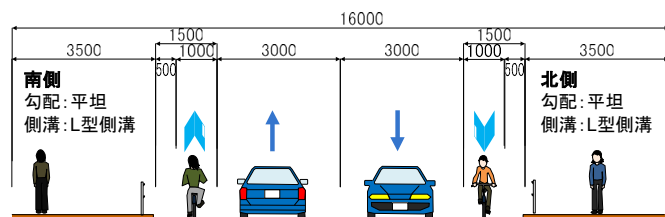
※出典 (都)大林豊栄線 : 整備後67ヶ月ビデオ調査 (R3.10.7)
(都)豊田今本線 : 整備後55ヶ月ビデオ調査 (R2.10.13)
市道豊田環状1号線 : 整備後43ヶ月ビデオ調査 (R2.10.20)
(都)梅坪堤線 : 整備後67ヶ月ビデオ調査 (R4.10.13)
(都)京町梅坪線 : 整備後31ヶ月ビデオ調査 (R2.10.15)
(都)平戸橋土橋線 : 整備後28ヶ月ビデオ調査 (R2.10.15)
(都)豊田刈谷線 : 整備後 8ヶ月ビデオ調査 (H31.2.12)
(都)西山上挙母線 : 整備後 3ヶ月ビデオ調査 (R5.12.19)
調査時間 : 7:00~9:00、16:00~18:00の4時間



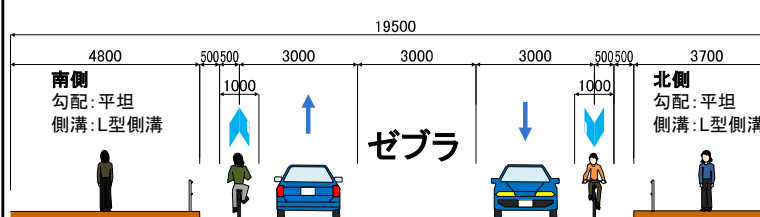
1(2)利用状況(自転車通行空間の利用率)

○利用率調査地点の自転車通行空間の断面は以下の通り。

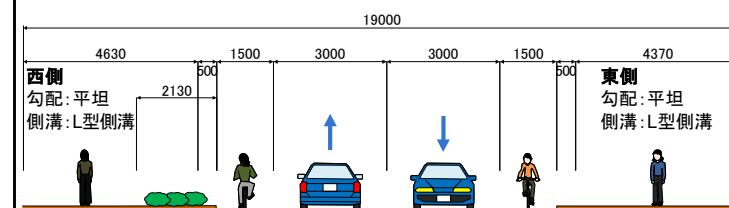
(都)大林豊栄線 [平成27年整備路線]



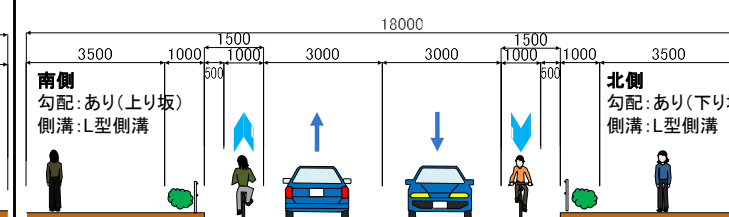
市道豊田環状1号線 [平成28年整備路線]



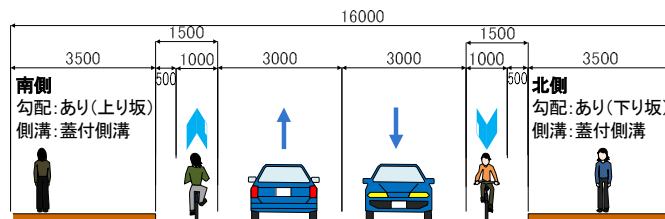
(都)西山上拳母線 [令和5年整備路線]



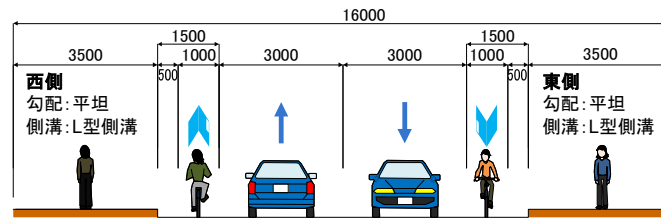
(都)京町梅坪線 [平成29年整備路線]



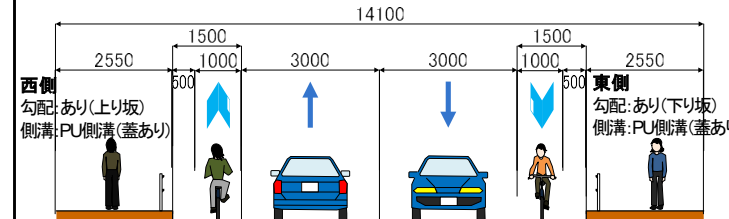
(都)豊田今本線 [平成27年整備路線]



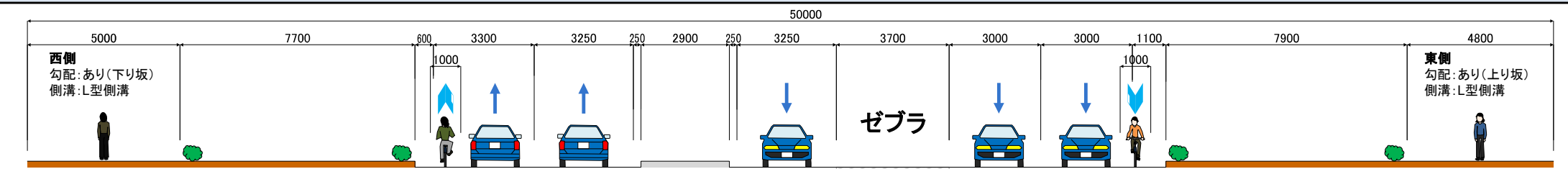
(都)梅坪堤線 [平成28年整備路線]



(都)平戸橋土橋線 [平成30年整備路線]



(都)豊田刈谷線 [平成30年整備路線]

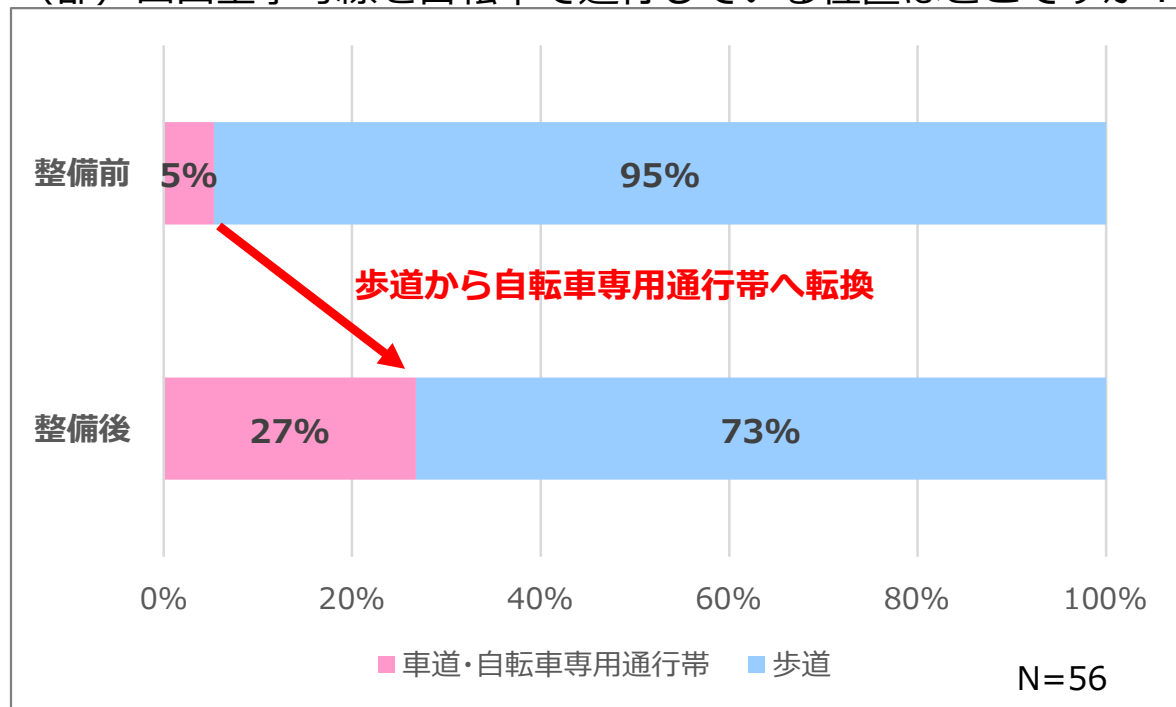




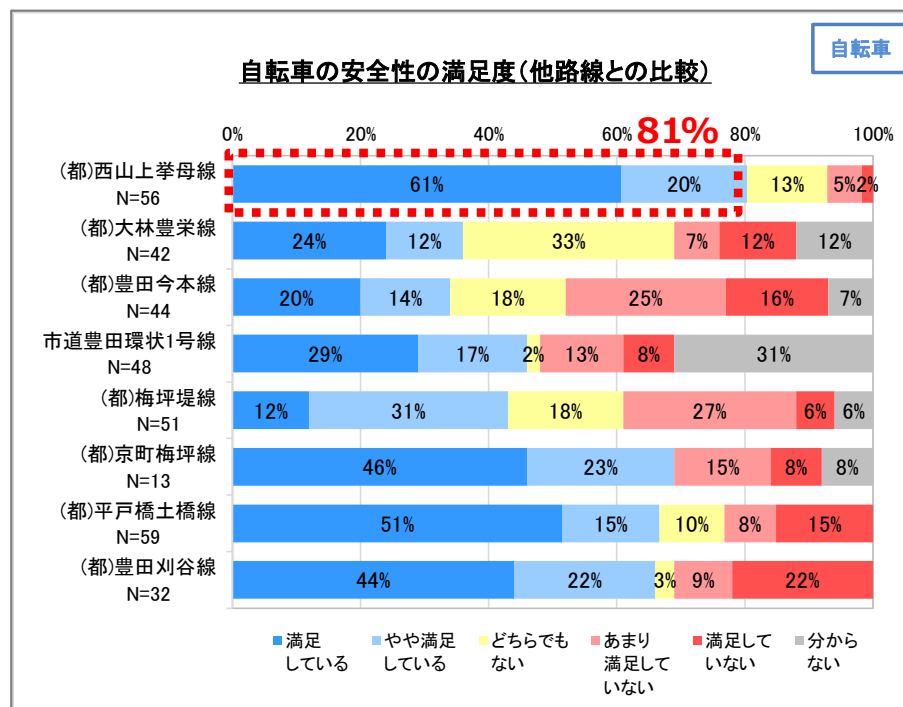
1(3)利用状況(西山上拳母線での整備後アンケート結果)

- (都)西山上拳母線の整備前後での通行位置を比較すると、歩道から自転車専用通行帯へ転換していると考えられる。
- 安全性については、自転車利用者の約8割が満足しており、他の路線と比較し満足度が高い。

▼自転車専用通行帯の整備前と整備後(R5.8.11以降)について、
(都)西山上拳母線を自転車で通行している位置はどこですか？



▼安全性に満足していますか？

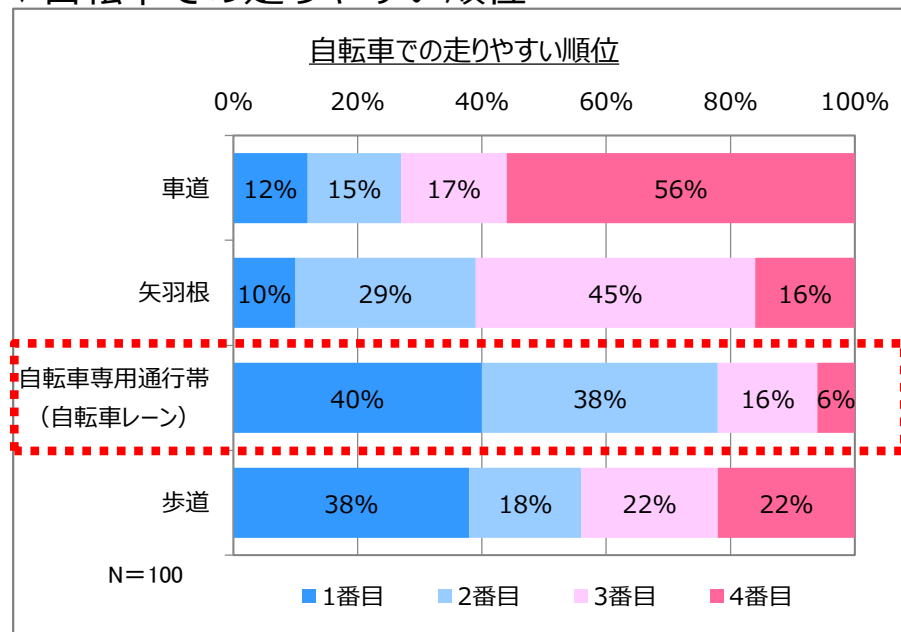




1(3)利用状況(西山上挙母線での整備後アンケート結果)

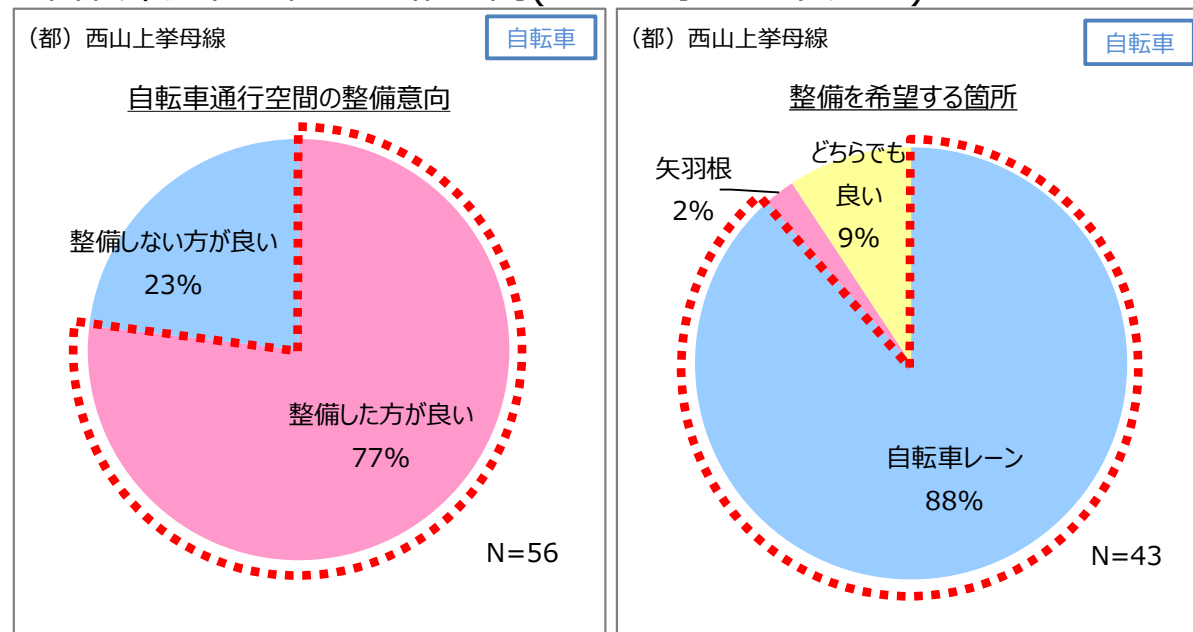
- 自転車で走りやすい形態について、自転車専用通行帯の評価が最も高い。
- 西山上挙母線の利用者へのアンケートにおいて、他の路線でも「整備した方が
良い」方が約8割、またそのうち約9割が自転車レーンでの整備を希望している。

▼自転車での走りやすい順位



※出典 豊田市民対象のwebアンケート(令和5年)

▼自転車通行空間の整備意向(西山上挙母線利用者)



※出典 西山上挙母線利用者対象のアンケート調査(令和5年12月21日、令和6年1月16日)

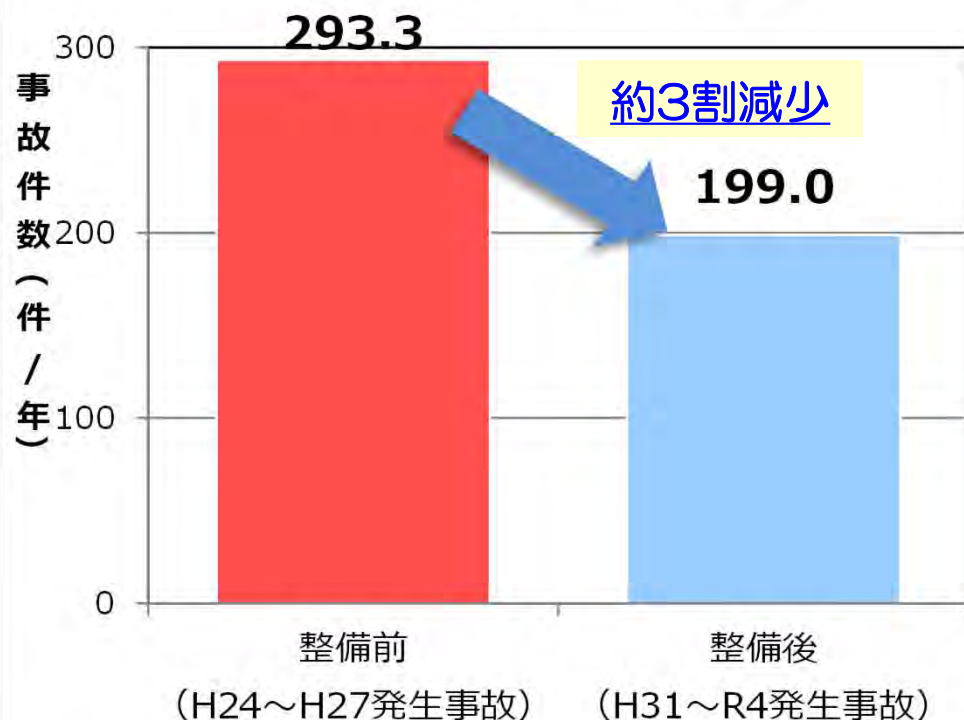


(2) 1) 豊田市の自転車関連事故発生状況の変化

- 自転車関連事故数についてH24～H27とH31～R4を比較した場合、市内全体では約3割減少しており、自転車通行空間整備路線では約5割減少。
- 自転車通行空間整備路線の方が、事故の減少率が大きい結果となっている。

豊田市内

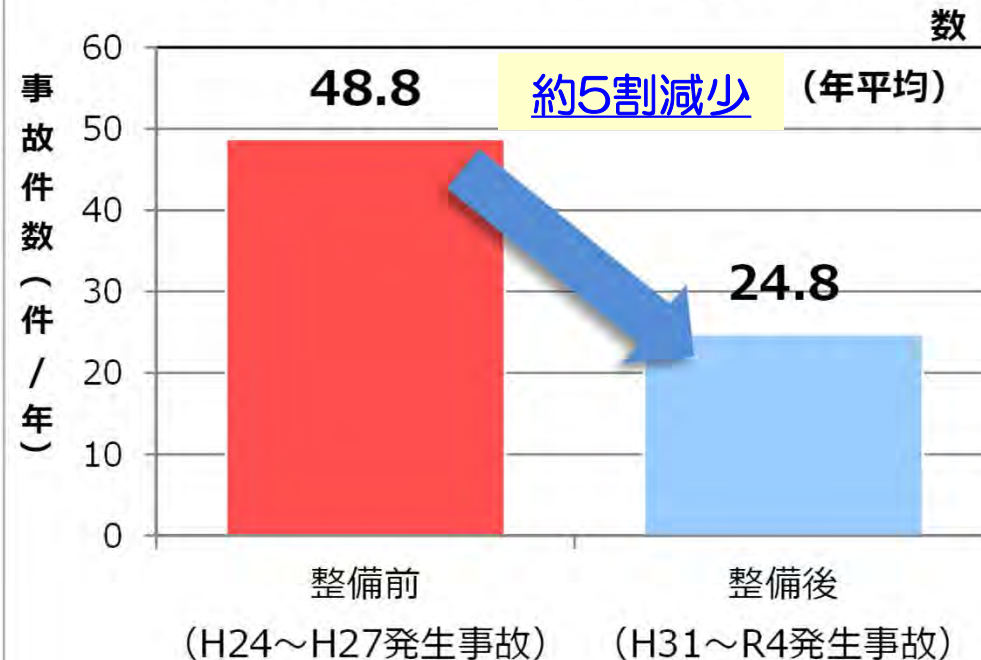
豊田市内の自転車事故件数（年平均）



自転車通行空間整備路線※

※R4.12.31までに整備された路線

自転車通行空間整備路線※における自転車事故件数



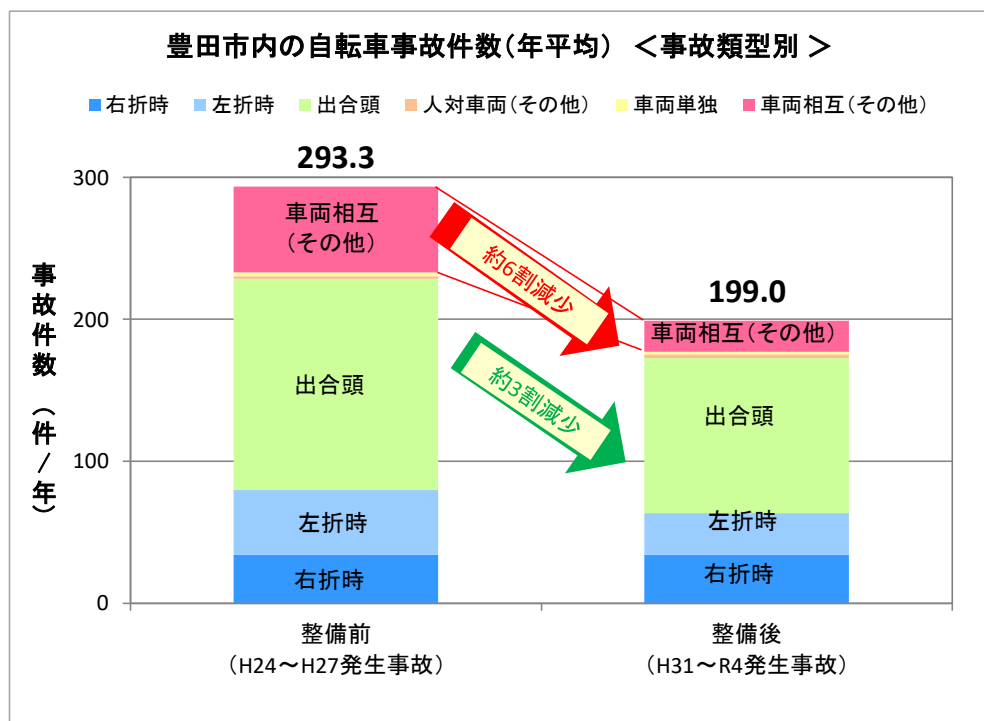
※令和4年施工済み路線を対象（約29km）



(2) 2) 豊田市の自転車関連事故発生状況の変化<事故類型別>

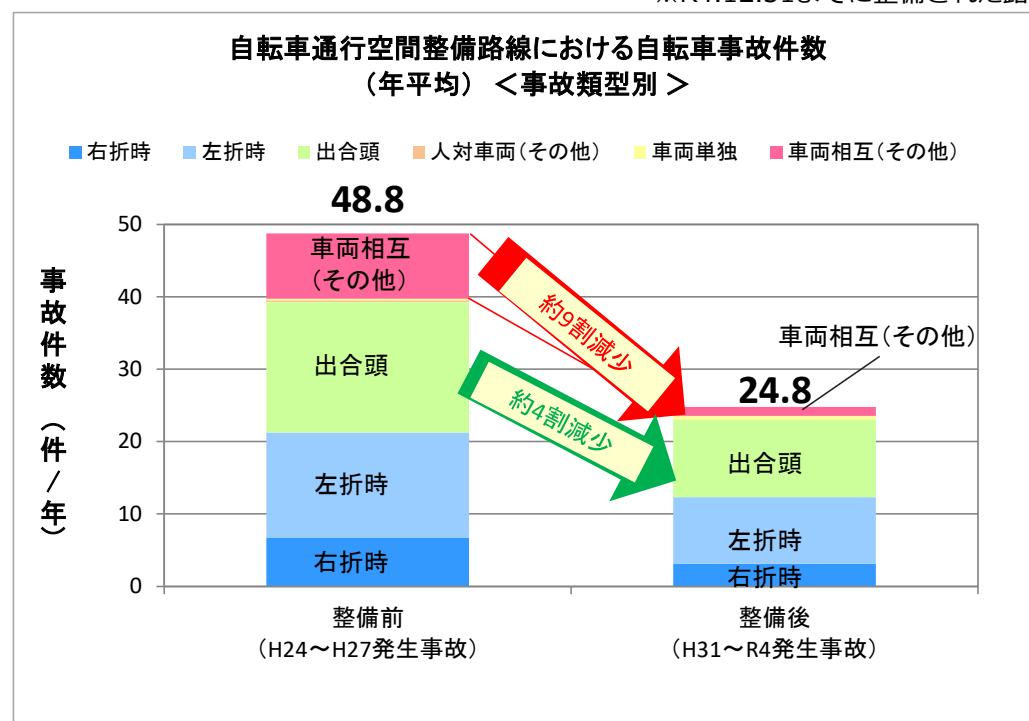
- 事故類型別に自転車事故件数を比較した場合、主な類型である「車両相互」、「出合頭」のいずれにおいても自転車通行空間整備路線の方が自転車事故減少率大きい。

豊田市内



自転車通行空間整備路線※

※R4.12.31までに整備された路線

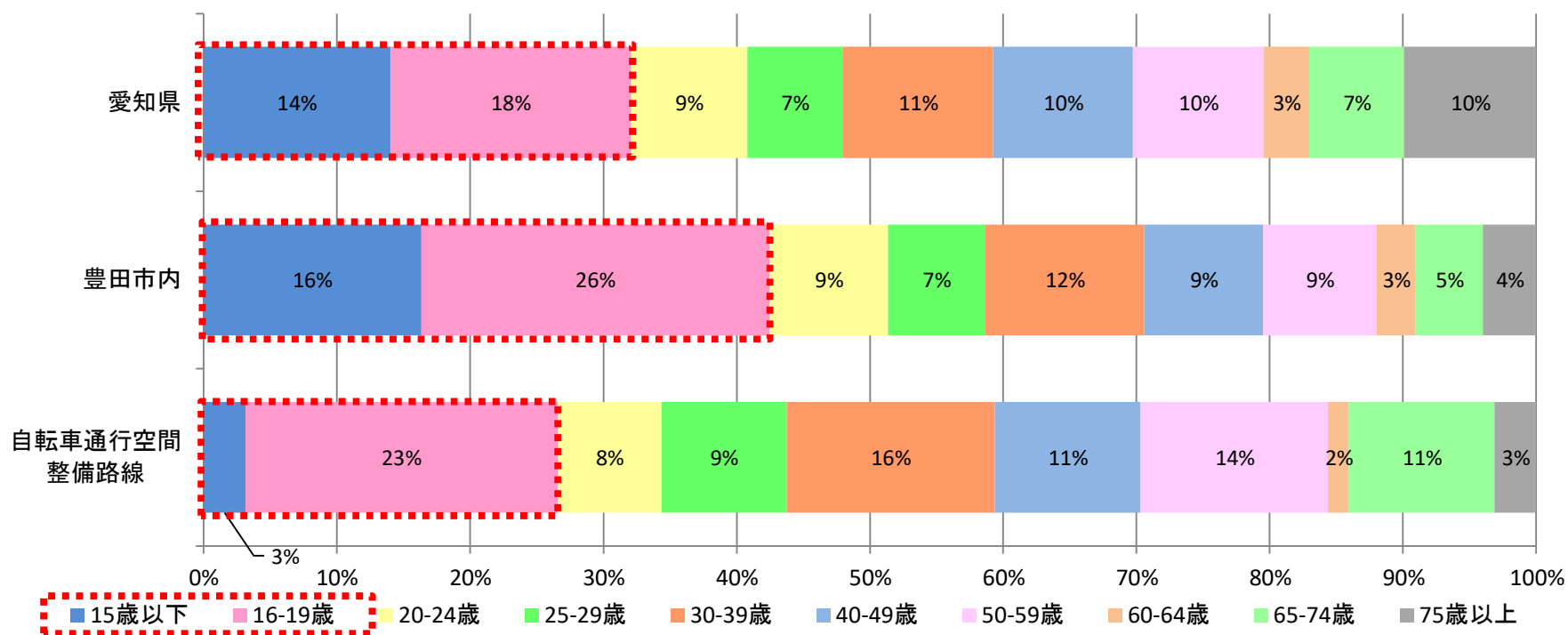




(3) 年齢別にみた自転車関連事故死傷者割合

- 自転車関連事故において、最も発生が多い年齢層は**16～19歳**。
- 10代の自転車関連事故について、愛知県内全体よりも豊田市内の方がより多くの割合で発生している。
- 整備済路線での10代の自転車関連事故は、愛知県内全体よりも割合が低い。

自転車関連事故の年齢別死傷者割合(年平均)



※集計年数：R2～4年

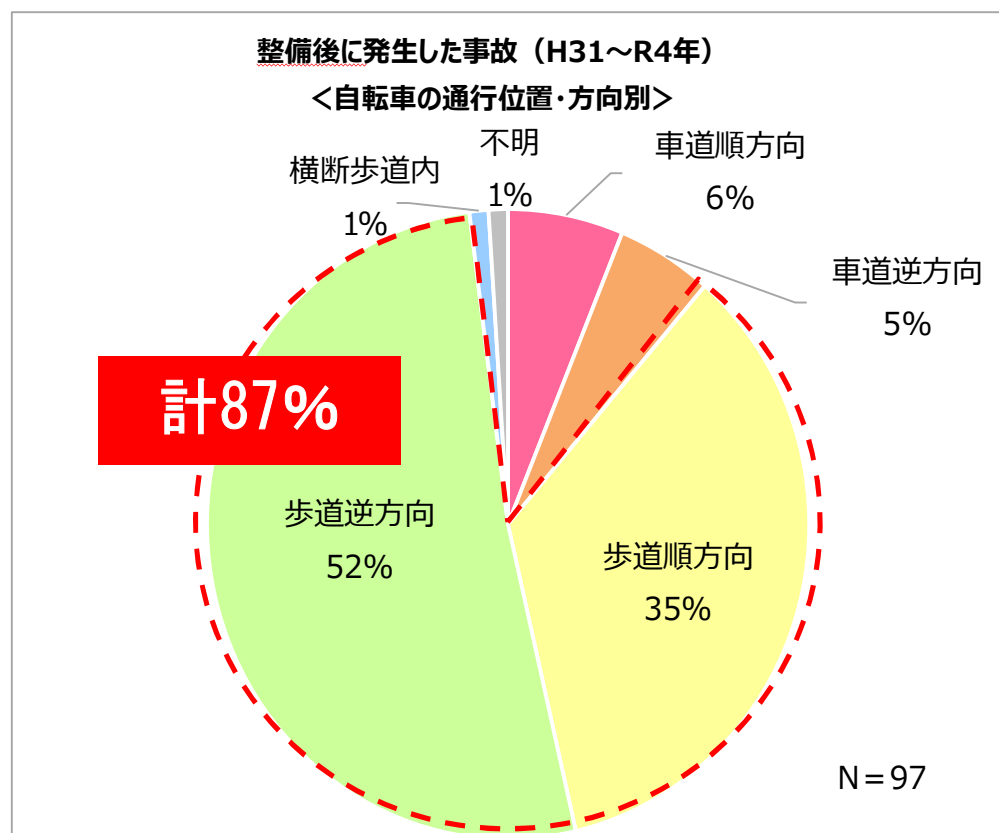
(令和元年は年齢区分が異なるため集計から除外)

※出典 愛知県警察提供の事故データを基に豊田市が作成



(4) 自転車の通行位置・方向別にみた自転車関連事故

○自転車通行空間整備後に発生した事故を、自転車の通行位置・方向別でみると、**歩道での事故が約9割**発生。



※集計年数：H31年～R4年

※出典 愛知県警察提供の事故データを基に豊田市が作成



1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について
- 3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について**
 - I. 空間づくり**
 - II. 意識づくり**
 - III. 仕組みづくり**
4. 今後の方向性



I. 空間づくり

(1) 令和5年度の施策実施内容

(2) 令和6年度の施策実施内容

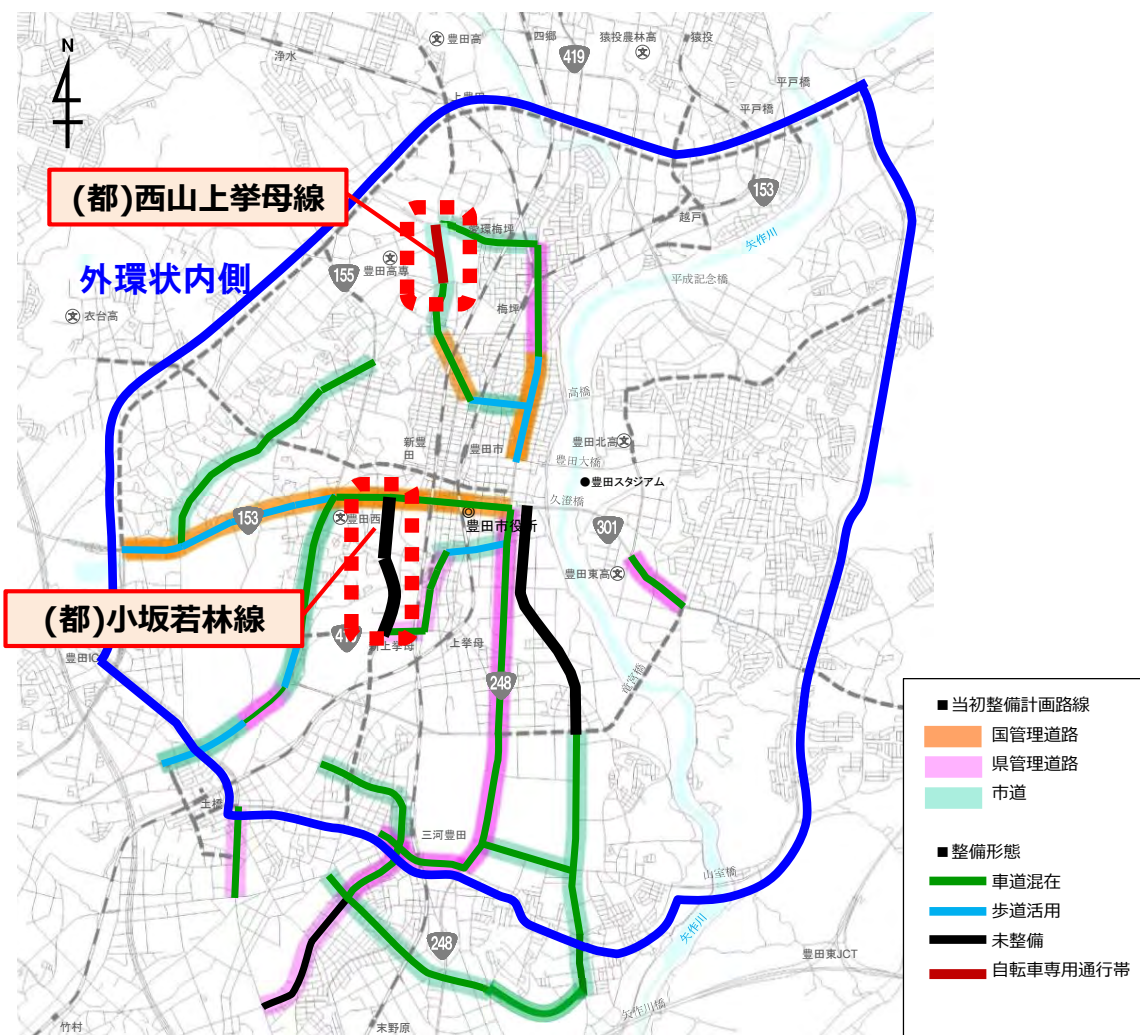
II. 意識づくり

III. 仕組みづくり



1) 優先整備路線の整備

○優先整備路線（4.0 km）のうち、令和5年度は（都）西山上拳母線、（都）小坂若林線で整備工事を実施



※令和6年2月現在

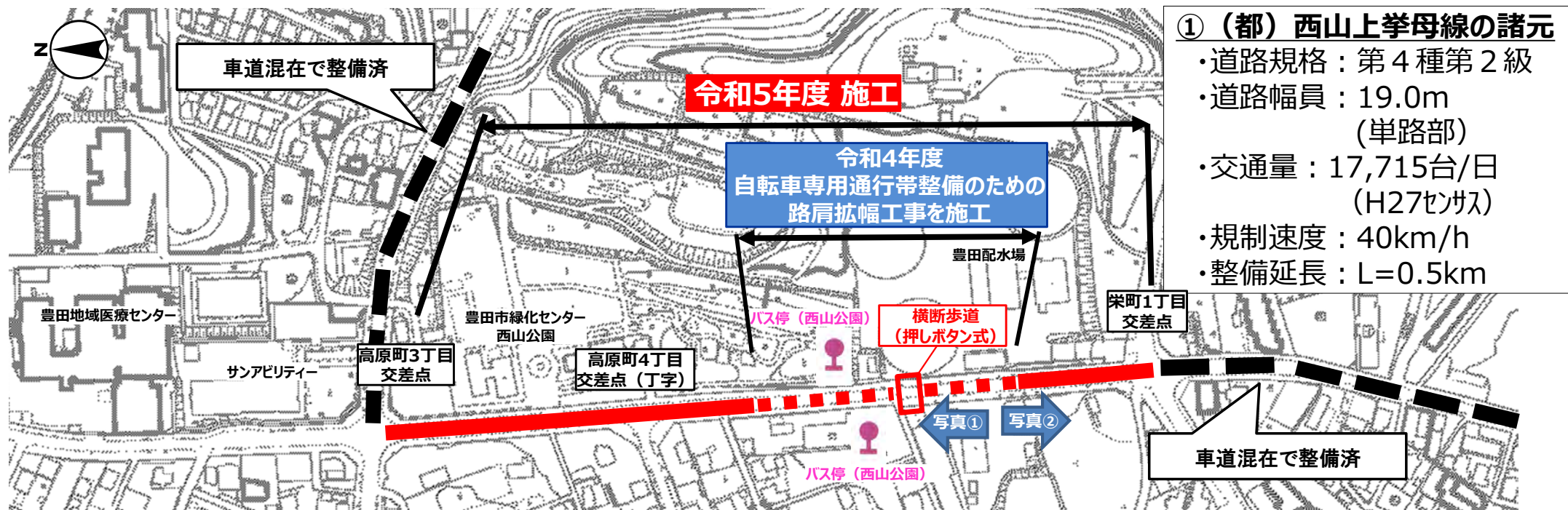
【令和5年度の施策実施路線・施策内容】

路線名	内容
(都)西山上拳母線	整備区間：米町1丁目交差点 ～高原町3丁目交差点 整備延長：0.50km 整備内容：自転車専用通行帯の路面標示を実施 整備時期：令和5年8月11日整備完了 令和5年12月1日規制開始
(都)小坂若林線	整備区間：小坂町12丁目交差点 ～御幸町3丁目交差点 整備延長：1.25km 整備内容：自転車専用通行帯整備のため、 路肩拡幅工事を実施 整備時期：令和5年度～令和6年度



2）（都）西山上挙母線の整備内容

○令和5年度は、下図の区間で路面標示を行い、**供用開始（交通規制）**した。



【写真】

①: 対策前



①: 対策後



②: 対策前



②: 対策後





2）（都）西山上拳母線の整備内容（高原町4丁目交差点）

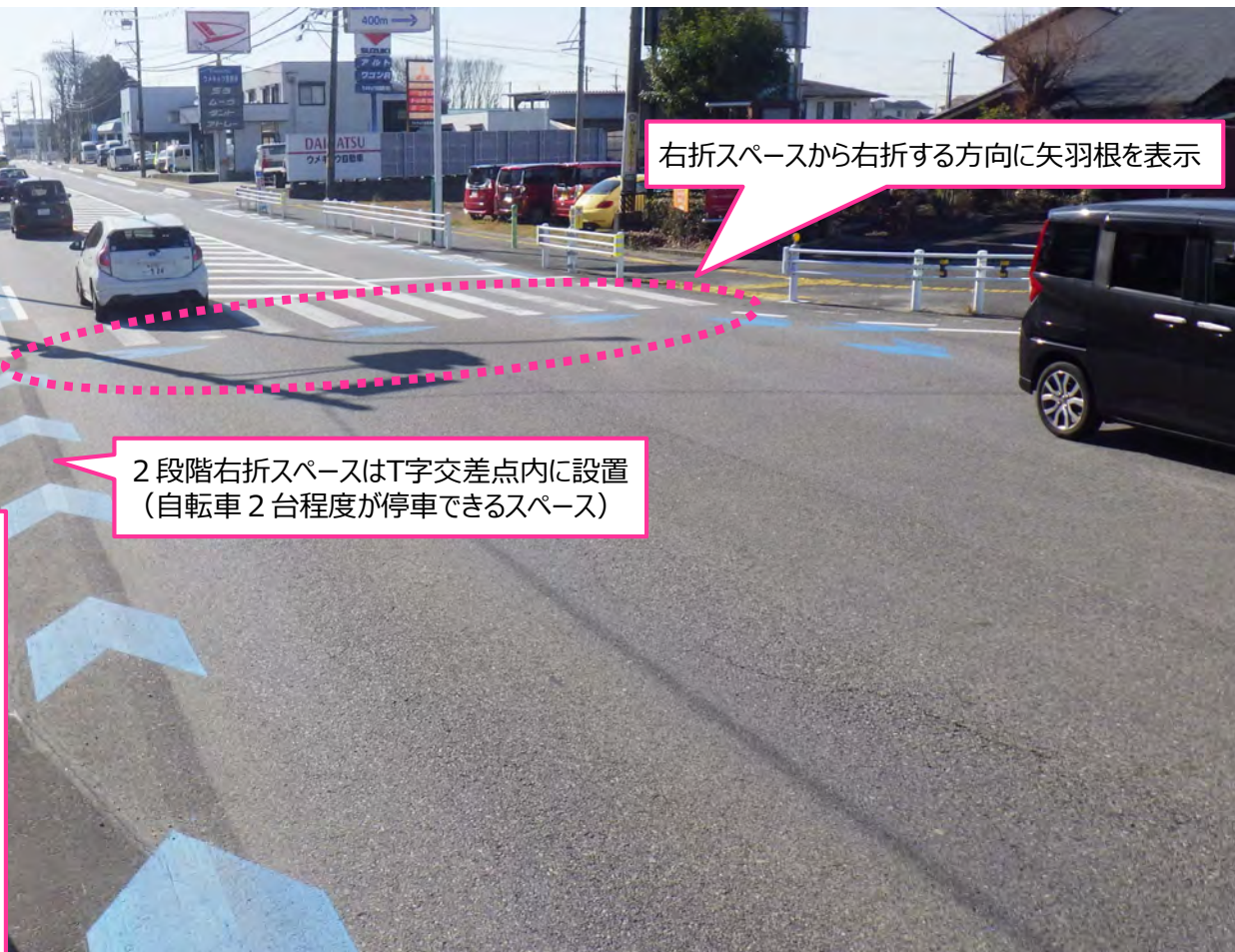
【2段階右折スペース】

残存の歩道幅員は2.0m以上を確保

右折スペースから右折する方向に矢羽根を表示

2段階右折スペースはT字交差点内に設置
（自転車2台程度が停車できるスペース）

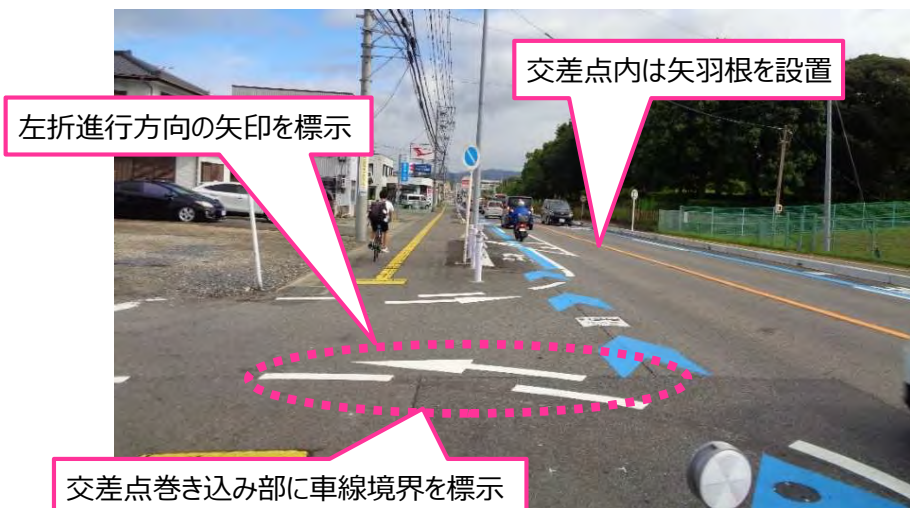
スペース内には右折の矢印と自転車マークを表示





2）（都）西山上挙母線の整備内容

【支道交差点での標示】



【横断歩道付近での表示】



【バス停付近での表示】



バス停手前に、バス注意の
ピクトグラムを設置





2）（都）西山上挙母線の整備内容

（ガイドラインを参照）

○信号交差点等に注意喚起看板を設置した。

【注意喚起看板（常設する看板）】



サイズ：15cm×40cm

【注意喚起看板（仮設する看板）】



サイズ：30cm×70cm





3）（都）小坂若林線の整備内容

○令和5年度は、下図の区間で**路肩拡幅工事**を行った。



①：工事前



①：工事中



②：工事前



②：工事中

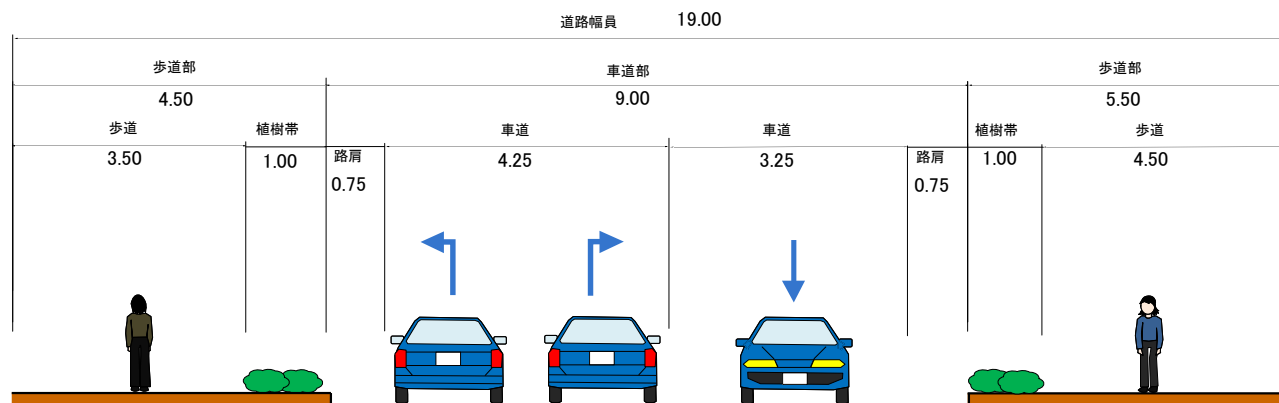




3）（都）小坂若林線の整備内容

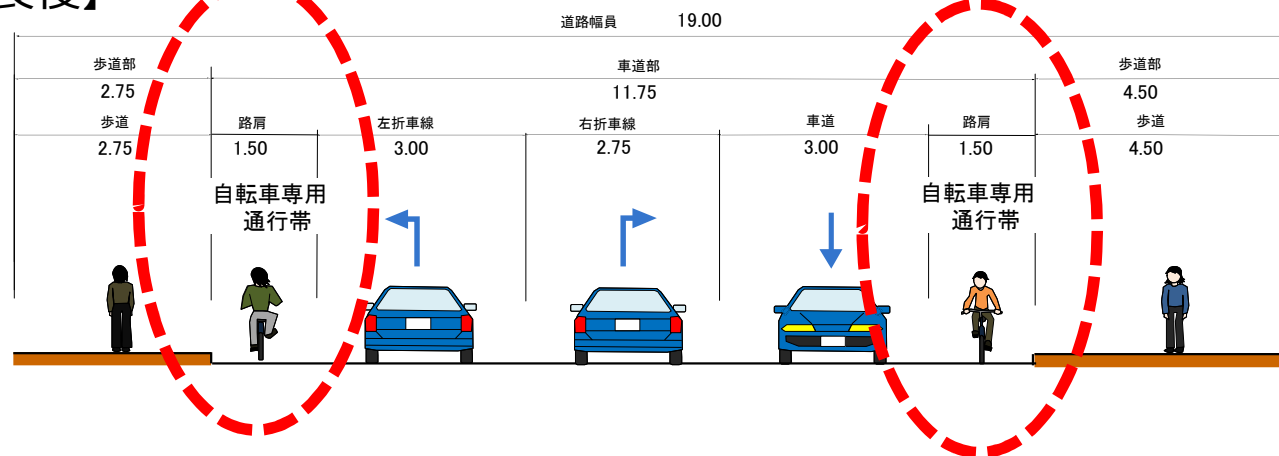
- 内容は、路肩幅員1.5m確保のために植栽帯を撤去、歩車道境界ブロックの移設等。
- 自転車専用通行帯の路面標示は、令和6年度に実施予定。

整備前



【A-A断面 改良後】

整備後



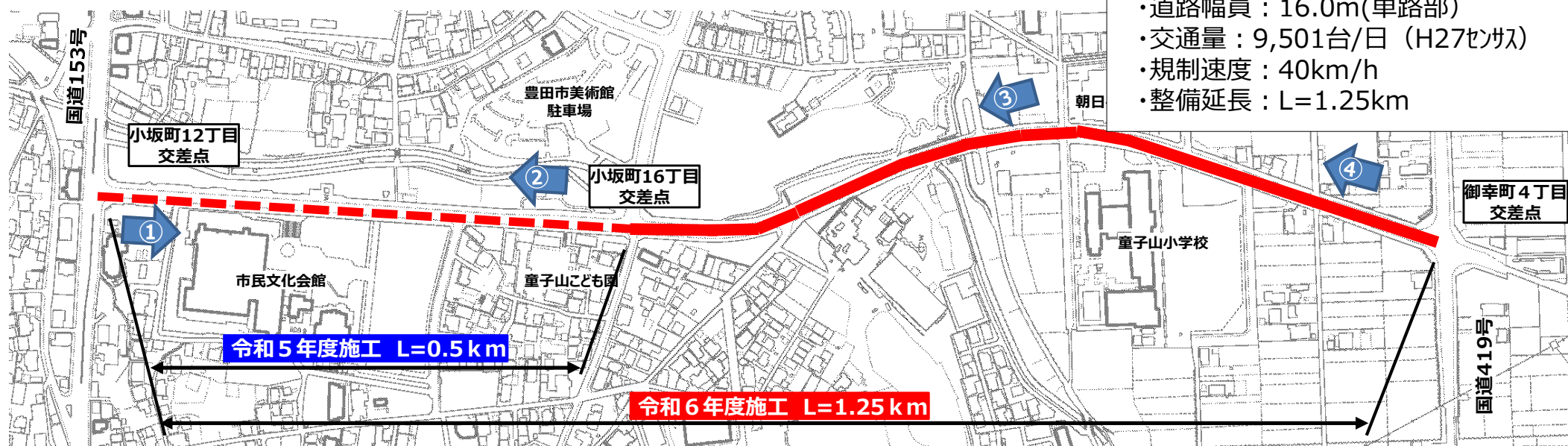
- 路肩の幅員（1.5m）及び右折レーンの確保
- 植栽帯の一部撤去
- 歩車道境界ブロックの移設
- 信号機の移設



1)（都）小坂若林線の整備内容

○令和6年度は令和5年度に引き続き「（都）小坂若林線」で整備工事を実施予定。

【令和6年度の施策実施路線・施策内容】



【現況写真】

①: 対策前



②: 対策前



③: 対策前



④: 対策前

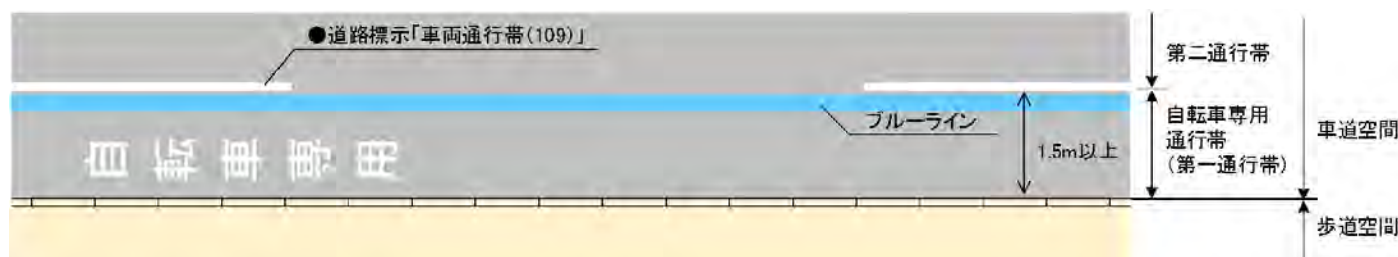




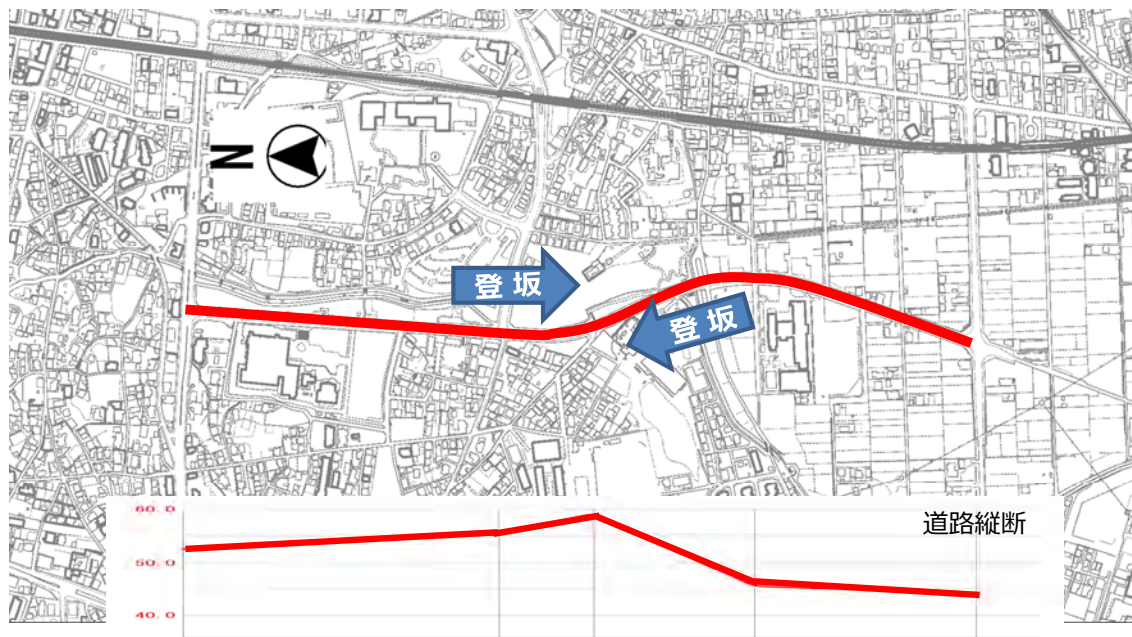
1）（都）小坂若林線の整備内容

○自転車専用通行帯の整備（路面標示）。

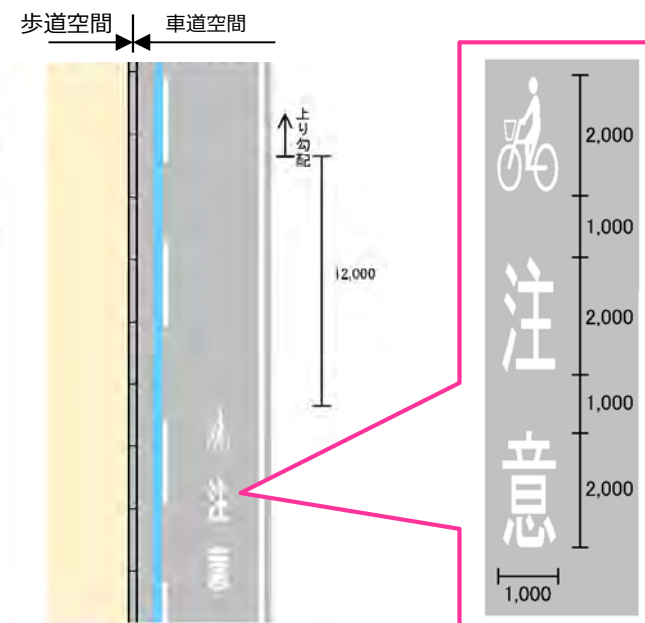
【一般部の標示】



【登り坂の位置】



【登り坂での表示】 車道へ表示



【下り坂での表示】 注意喚起のピクトグラム



サイズ：
600×600



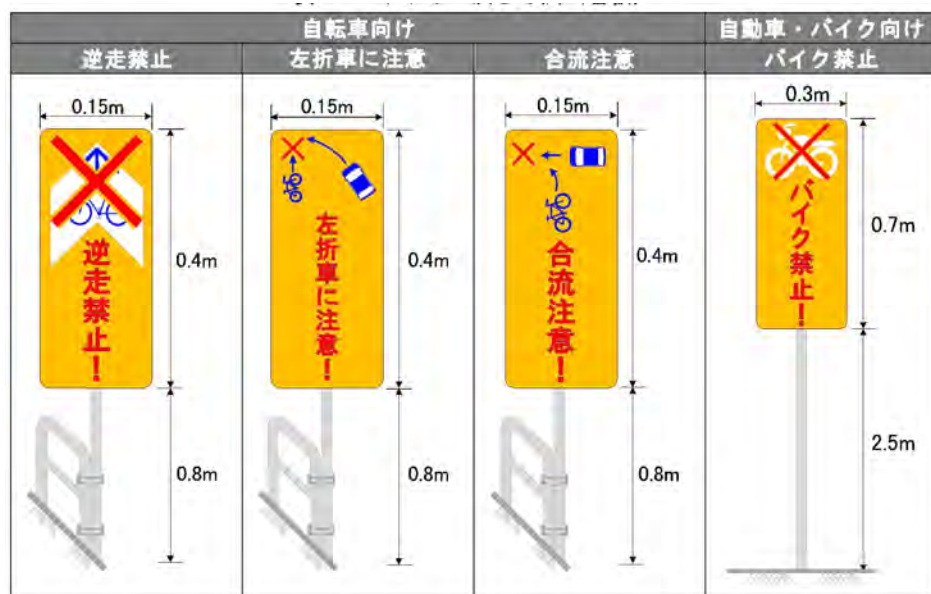
1）（都）小坂若林線の整備内容

○自転車専用通行帯の整備（注意喚起看板）。

【常設する看板（交差点部）】

【特徴】

- 交差点部に設置
- 自転車利用者向けの看板は、利用者の目線より、低い位置に設置



【仮設する看板（一般部）】

【特徴】

- 自転車利用者が慣れるまでの間、設置
- 歩車道の境界部に設置
- 歩行者やドライバーの視界を阻害しない場所に設置

名称	①通行方法案内	②逆走注意喚起	③左折注意喚起	④注意喚起
対象	自転車	自転車	自転車	自動車
表示内容				
設置場所	信号交差点流出部（専用通行帯区間）	支道取付部	信号交差点流入部	信号交差点流出部（専用通行帯区間）
大きさ	W28cm×H140cm	W28cm×H140cm	W28cm×H140cm	W55cm×H140cm



I. 空間づくり

II. 意識づくり

(1) 令和5年度の施策実施内容

(2) 令和6年度の施策実施内容

III. 仕組みづくり



1) 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則等)の普及啓発の強化

① 自転車利用者、ドライバーへの啓発活動

- ・ 高校における生徒等へのヘルメット着用促進啓発及び安全利用啓発活動を実施（6月足助高校、6,11月衣台高校、7,9,11月豊野高校、10,12月杜若高校）
- ・ ラリー関連をはじめとした各種イベント等での啓発や警察署と連携した啓発活動を実施（22回）
- ・ 自転車専用通行帯の規制開始に伴う自転車安全利用啓発（12月 西山町地内）
- ・ ヘルメット着用努力義務化をはじめとした自転車安全利用啓発動画の放送（豊田警察署）



▲ 足助警察署・足助高校と連携した啓発活動



▲ 稲武地区オートテストでの啓発



▲ 豊田警察署での啓発動画放送



▲ 自転車専用通行帯の規制開始に伴う自転車安全利用啓発



1) 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則等)の普及啓発の強化

② 自転車の交通ルールの周知

- ・ 自転車安全利用リーフレットの作成・配布
(自転車安全利用講習事業の参加者、ヘルメット補助金窓口申請者などに配布)
- ・ 補助金通知送付時にチラシを封入



▲『うんこドリル』



▲『とよたチャリ活のすすめ』

③ 自転車安全利用推進強化地区の指定

- ・ 条例に基づき、自転車安全利用推進強化地区の指定（末野原地区）
- 地区内において、駐輪場での啓発、豊野高校と連携した交差点での街頭活動やヘルメット着用促進、ブリヂストンサイクル(株)と連携した寿恵野小学校での交通安全教室を実施



▲ 豊野高校グループワーク
ヘルメット疑似選考会



▲ 末野原駅駐輪場啓発



▲ 寿恵野小交通安全教室



2) 子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実

①交通安全学習センター施設内及び出張による交通安全講習の実施

- ・ 小学校4年生を対象にした施設内講習を実施（73回）
- ・ 中学1年生・高校1年生を対象にした出張講習実施（中学校：27回、高校：11回）
- ・ 受講者の技能等に応じて講習区分を設定した自転車安全利用講習事業を開催（16回）

●自転車安全利用講習事業

《座学》

- ・ 教室にて自転車の基礎的な交通ルールを学習

《実技例》

- ・ 乗車前の点検のポイント
- ・ ヘルメットの落下実験
- ・ 自動車からの死角体験
- ・ 模擬市街地内で自転車の実走
- ・ 巻き込み・飛び出し実験
- ・ オリジナルの自転車免許証進呈

※回数はすべて12月末時点



▲施設内講習（過去開催）の様子



▲出張講習（過去開催）の様子



3) 自転車利用者の安全・安心に向けた取組の促進

① 自転車保険加入の促進

- ・ 児童生徒、保護者を対象に保険事業者のチラシを活用した保険加入義務の周知及び高校への啓発チラシの配布
⇒自転車保険加入率 75.2%
(第24回市民意識調査)



▲高校配布チラシ（県作成）



▲条例周知チラシ

② ヘルメット着用の促進及び自転車の点検・整備の促進

- ・ 街頭や駐輪場、高校、集客施設等におけるヘルメット着用促進の啓発
- ・ 自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度の実施（令和3年度から開始）
⇒令和4年度交付実績：1,842個
⇒令和5年度交付実績：2,234個
(12月末時点申請受付)



▲実物着用体験による啓発



	自転車の交通ルールの普及啓発の強化	体系的な安全教育の充実	安全・安心に向けた取組の促進
取組予定	○高校における生徒、教師等への啓発活動 ○警察と連携した街頭における自転車利用者・ドライバーに向けた啓発活動 ○自転車安全利用リーフレット類の配布（自転車安全利用講習会参加者や補助金窓口申請者向け） ○自転車安全利用チラシの作成・配布 ○自転車安全利用推進強化地区の指定及び重点的な啓発活動の実施	○小学4年生の施設内の交通安全講習実施及び中学1年生・高校1年生の出張講習実施 ○交通安全学習センターで自転車安全利用講習会の実施（年齢や技能に応じた講習内容）	○保険事業者のチラシを活用した保険加入義務化の周知及び高校への啓発チラシの配布 ○街頭や高校、店舗、イベント等におけるヘルメット着用促進の啓発 ○自転車安全利用講習会において、自転車の点検・整備の重要性を周知 ○愛知県と協調した自転車乗車用ヘルメット購入補助制度の実施（令和3年度から継続）



I. 空間づくり

II. 意識づくり

III. 仕組みづくり

(1) 令和5年度の施策実施内容

(2) 令和6年度の施策実施内容



1) クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進

①各高校までの行き方データ等の配布

各高校までの自転車や公共交通機関での行き方データやQRコードを各高校に配布し、新高校生への案内文等に活用していただきました。また、同様のデータを市HPに掲載しました。



▲各高校までの行き方データ

②転入者向けリーフレットの配布

豊田市内の観光地を紹介するページの中で、サイクリングコースを紹介し、配布しました。



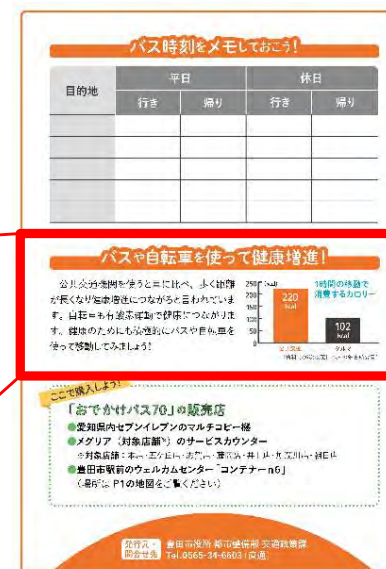
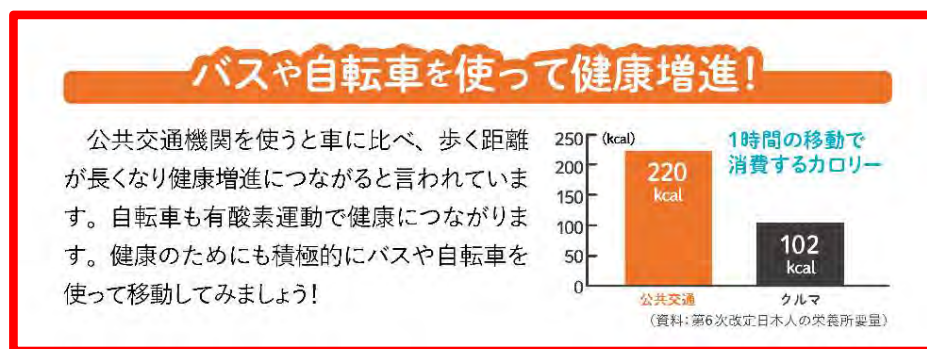
▲転入者向けリーフレット



1) クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進

③高齢者向けガイドブックの配布

高齢者の健康増進に繋がるよう公共交通機関や自転車利用を促すようなツールを配布しました。



▲高齢者向けガイドブック

④出前講座での自転車利用のPR

バスの乗り方やおでかけプランの作成などをお伝えする出前講座において、自転車利用についてPRしました。また、自転車の動静や実際にあった自転車とバスとの接触案件などを伝え、安心して自転車を利用できるよう注意喚起を行いました。



２）サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

①公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR

稲武地区へのポタリング実績…利用者28人（令和5年4月～12月）

②サイクルラックバスの運行（令和4年8月から運行開始）

豊田市駅と稲武地区を結ぶ快速いなぶにて、
サイクルラックバスを運行中

どんぐりの湯前 （稲武地区）	⇒	豊田市駅
午前6時53分発		午前8時11分着
豊田市駅	⇒	どんぐりの湯前 （稲武地区）
午前8時30分発		午前9時48分着

実績：2件（令和5年4月～12月）



▲積載時の様子



2) サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

▼下山地区ポタリングコース

[illegible]



2) サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

▼稲武地区ポタリングコース



▼ポタリング紹介ホームページへ
サイクルラックバス紹介文追記





2) サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

③民間主体の自転車イベント等の支援

- ・ あけび沢パンプトラック実行委員会への支援
自転車乗り方教室実施：計４回実施（４～１２月）
※常設コース改修のため回数減少



▲あけび沢パンプトラック



3) 良好な駐輪環境の確保

措 置	実施内容
市営駐輪場の設置・指定管理による管理	・ 鉄道駅周辺を中心に、駐輪場を運営
自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分	・ 放置自転車撤去・返還・処分について、体系的に処理 撤去台数 8 6 0 台（うち 1 8 2 台返還） ※R5.12月末時点
駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底	・ 中心市街地内鉄道駅周辺の駐輪場の設置箇所や自転車等放置禁止区域に関するチラシ等を市内全高校の新 1 年生に配布





1) クルマと自転車のかしこい使い分けによる自転車利用促進

①市民へのPR

エコ交通啓発リーフレットを引き続き配布します

2) サイクルツーリズムの推進による自転車に乗りたくなる取組の充実

①公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR

サイクルラックバスとポタリングコースを合わせて紹介していきます。

- ・ポタリング紹介ホームページで引き続きPRします。
- ・市ホームページにポタリングの紹介ページを新設します。

②民間主体の自転車イベント等の支援

あけび沢パンプトラック実行委員会が実施する乗り方教室のコース整備や自転車体験等の開催を引き続き支援します。



3) 良好な駐輪環境の確保

措 置	実施内容
市営駐輪場の設置・指定管理による管理	・ 鉄道駅周辺を中心に、駐輪場を運営
自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分	・ 放置自転車撤去・返還・処分について、体系的に処理
駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底	・ 中心市街地内鉄道駅周辺の駐輪場の設置箇所や自転車等放置禁止区域に関するチラシ等を市内全高校の新1年生に配布



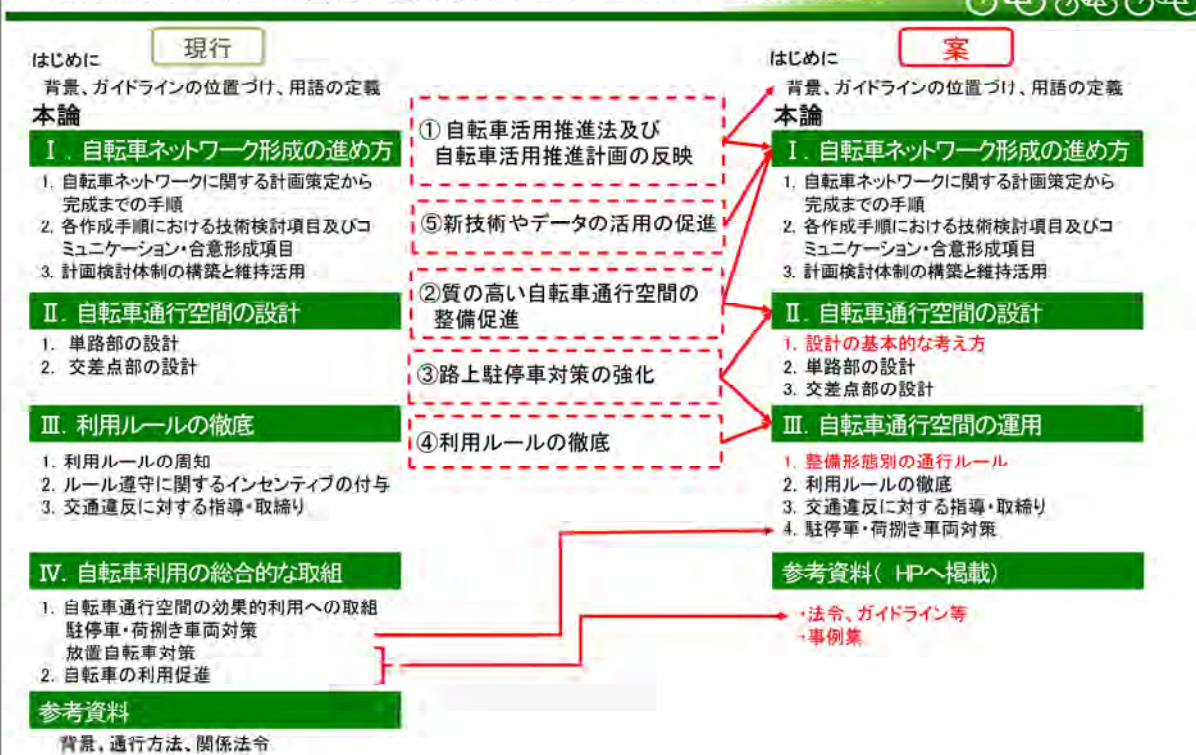
1. 豊田市自転車活用推進計画の概要
2. 自転車の利用状況と交通事故の発生状況について
3. 目標達成に向けた取り組むべき施策について
 - I. 空間づくり
 - II. 意識づくり
 - III. 仕組みづくり
- 4. 今後の方向性**



■安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定

- 自転車活用の社会的需要の更なる高まり等を踏まえ、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定に向け検討されている。
- 令和6年2月26日の第4回「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改訂版(素案)」が提示された。

R6改定版安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（案）の目次





■計画の改訂について

- 計画期間：令和2年度～令和6年度→**令和9年度**
- 「国：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定に遅れが生じ、令和6年度春ごろ改定予定。→**現計画を一部改訂予定。**
- 現行の自転車活用推進計画は国が令和7年度、愛知県が令和8年度までの計画期間となっている。次期計画を策定する場合、国と県の改定内容を踏まえる必要があるため、現計画を延長する。
- 3本柱にて引続き施策を進め、利用率向上のためにソフト対策の強化を図る。

【現計画の記載内容】



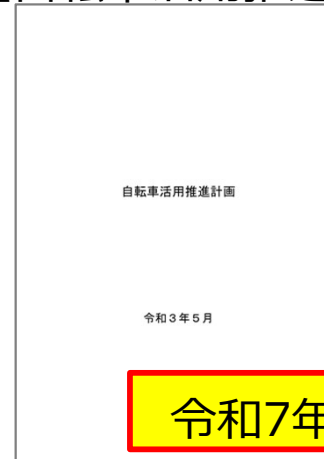
1-3 計画期間

計画期間は令和2年度～令和6年度末までです。



3年延長し、令和9年度末

【自転車活用推進計画(国)】【愛知県自転車活用推進計画】



(2) 計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、**令和7(2025)年度まで**

令和7年度末まで



計画期間

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)を見据え、**2026年度まで**とする。
また、計画期間の中間となる2022年に見直しを行う。

令和8年度末まで

※出典：第二次自転車活用推進計画

※出典：愛知県自転車活用推進計画



■今後のスケジュール（案）

